



SPARTA1合同会社がニッシン債権回収<8426>株式の変更報告書を提出（保有減少）



ニッシン債権回収<8426>について、SPARTA1合同会社が11月1日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「株券等保有割合の1%以上の減少保有目的の変更当該株券等に関する担保契約等重要な契約の変更」によるもの。

報告書によると、SPARTA1合同会社のニッシン債権回収株式保有比率は、0.00%と9.68%減少した。

報告義務発生日は、2012年8月17日。